

集約都市開発事業計画認定申請マニュアル

令和 6 年 6 月

国土交通省 都市局
住宅局

I. 集約都市開発事業の認定制度の概要	1
1. 集約都市開発事業認定制度の意義・目的	1
(1) 集約都市開発事業制度の意義	1
(2) 集約都市開発事業制度の目的	1
2. 認定の流れ	1
(1) 事前相談	1
(2) 事業計画の作成	2
(3) 事業計画の認定申請	2
(4) 事業計画の認定	2
(5) 認定事業計画の変更	2
(6) 認定の取り消し等	3
II. 集約都市開発事業計画の認定基準の解説	4
1. 第1号基準	4
(1) 都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献すること	4
(2) 上記を通じて、二酸化炭素の排出を抑制するものであると認められること	4
2. 第2号基準	4
(1) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準	4
(2) 建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準	5
3. 第3号基準	6
4. 第4号基準	6
5. 第5号基準	6
III. 認定事業に対する支援措置等	8
1. 認定集約都市開発事業の施行に要する費用に対する補助	8
(1) 集約都市開発支援事業について	8
2. その他の支援措置等	9
IV. 認定申請手続き	10
1. 認定申請等に必要な書類	10
2. 認定申請書類の作成要領等	10
3. 添付資料	11
4. その他の事項	12
別添：認定申請様式	13
別添：計算シート	16

I. 集約都市開発事業の認定制度の概要

1. 集約都市開発事業認定制度の意義・目的

(1) 集約都市開発事業制度の意義

集約型の都市構造を実現するためには、日常生活の拠点となる地域において、都市機能の集積を推進し、拠点としての機能を高めていくことが必要です。

このためには、行政のみの取組だけでは限界があり、公民の連携が不可欠であること、さらに昨今の経済情勢の中においては、経済活動との両立を図りながら都市の低炭素化を促進していくことが重要であることから、民間投資を積極的に導入する手法が必要です。

集約都市開発事業は、こうした観点から、本計画の区域内において、民間事業者が行う医療、福祉、居住などの都市機能を導入することにより拠点の形成に寄与する都市開発事業を認定し、各種の支援を講ずる誘導型の制度として創設したものです。

本事業の実施により、移動に伴う二酸化炭素排出量の削減のみならず、本事業で整備される建築物（特定建築物）自体の省エネ性能を高めること、その敷地の整備に関する事業（これと併せて整備する道路、公園その他の公共施設の整備に関する事業を含む）として緑化その他の措置を講ずること、都市の低炭素化の促進を総合的に進めていくものです。

(2) 集約都市開発事業制度の目的

病院、事務所、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物の整備は、都市機能の集約を図るための拠点の形成に資するものであり、都市機能の利用者の移動に伴うCO₂排出量の削減等を通じ都市の低炭素化を促進するものと言えます。このため、低炭素まちづくり計画の区域内において、事業者の発意に基づいて行われる特定建築物及びその敷地の整備に関する事業（これと併せて整備する道路、公園その他の公共施設の整備に関する事業を含む。）並びにこれに附帯する事業を市町村長が認定する制度を創設し、支援措置を講ずること、低炭素まちづくりの実現を図るものです。

2. 認定の流れ

(1) 事前相談

集約都市開発事業は、市町村が低炭素まちづくり計画に基づき都市の低炭素化の取組を進める上で主要な事業であり、事業内容について低炭素まちづくり計画と整合が図られている必要があります。つまり、集約都市開発事業を実施するためには、市町村が都市の低炭素化の取組を進めるものとして、低炭素まちづくり計画を策定していることが前提となります。

このため、集約都市開発事業の施行を検討している事業者は、構想段階などの早い時期から事業区域が含まれる市町村へ事前相談を行い、市町村の低炭素まちづくりに関する考え方を把握しておくことが重要です。この際に、事業化の動きや事業内容をあらかじめ知らせることにより、低炭素まちづくり計画が策定されていない場合には作成を働きかけるとともに、策定されている場合には、事業内容についてアドバイスを受けることや必要に応じて計画内容の変更を求めることなどが考えられます。

なお、集約都市開発事業は、都市部局をはじめ、建築部局、環境部局と関係者が多岐にわたることから、事業の円滑な手続きを図る観点からも、あらかじめ市町村の窓口を通じて相談しておくことは重要です。

(2) 事業計画の作成

集約都市開発事業を施行しようとする事業者は、市町村長の認定を受けるため、集約都市開発事業計画を作成する必要があります。この事業計画には、施行区域、内容、施行予定期間、資金計画、都市の低炭素化の効果などについて記載することとなっています。

作成にあたっては、市町村が作成している低炭素まちづくり計画や国の基本方針、都市計画マスタープラン、市町村マスタープラン、地球温暖化対策地方公共団体実行計画など、都市の低炭素化に関連する既存の各種計画等に沿った内容となることが求められますので、事前相談の場などを通じて事業計画の記載内容がこれらと整合していることをあらかじめ確認しておくことが望まれます。

また、市町村の中には低炭素まちづくり計画の作成にあたって関係者を集めた低炭素まちづくり協議会を設けるところも多いと思われますので、市町村からこの協議会の場への参画を求められた場合には、事業計画の円滑な作成の観点からも、積極的に参加することが望まれます。

（３）事業計画の認定申請

集約都市開発事業を施行しようとする事業者は、作成した集約都市開発事業計画を市町村に提出し、市町村長の認定を受けなければなりません。この認定申請にあたっては、集約都市開発事業計画に加え、その他必要な書類を添付する必要があります。

なお、申請様式をはじめとした提出に必要な書類については、「Ⅳ．認定申請手続き」に詳しく記述しています。

（４）事業計画の認定

事業者が認定申請した集約都市開発事業計画について、その計画内容が以下に掲げる５つの基準に適合していると市町村長が認めたときは、認定を受けることができます。

なお、各基準の詳細な確認内容については、「Ⅱ．集約都市開発事業計画の認定基準の解説」に記述しています。

- ① 当該集約都市開発事業が、都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献し、これを通じて、二酸化炭素の排出を抑制するものであると認められること。
- ② 集約都市開発事業計画（特定建築物の整備に係る部分に限る。）が認定建築物の基準に適合するものであること。
- ③ 当該集約都市開発事業により整備される特定建築物の敷地又は特定公共施設において緑化その他の都市の低炭素化のための措置が講じられるものであること。
- ④ 集約都市開発事業計画に記載された事項が当該集約都市開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- ⑤ 当該集約都市開発事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

（５）認定事業計画の変更

市町村長の認定を受けた集約都市開発事業について、認定後に事業計画の記載内容に変更が生じること考えられます。

この場合、その変更内容が国土交通省令で定められた軽微なものである場合を除いて、認定を受けた事業者は市町村長に対し、事業計画の変更認定申請を行うことが必要になります。

（６）認定の取り消し等

認定を受けた事業者は、認定権者である市町村長より、集約都市開発事業の適切な執行を確認する立場から、その事業の施行状況について報告を求められることがあります。また、認定を受けた集約都市開発事業に従って整備等されることを確保するため、工事が終了した旨の報告等、市町村長から求められた措置に応じる必要があります。仮に、事業者が認定を受けた事業計画に従って事業を施行していないと市町村長が認めるときには、市町村長から事業者に対して、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命じられることがあります。もし、この改善命令に従わない場合には、集約都市開発事業計画の認定が取り消されることがあります。

なお、事業者の一般承継人又は事業者から事業施行区域内の土地の所有権その他当該事業の施行に必要な権原を取得した者がいる場合に、これら一般承継人等が事業を遂行する適格性を有していると市町村長が認める場合には、市町村長による承認を受けることで、改めて認定手続きを行うことなく、事業者が有していた地位を継承させることができます。

II. 集約都市開発事業計画の認定基準の解説

1. 第1号基準

(1) 都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献すること

本号では、認定申請を行った集約都市開発事業が、都市の拠点的な場所へ都市機能の集約を図ることに貢献するかどうか、確認されることとなります。

確認にあたっては、例えば、以下のような内容が記載されているかといった点に着目されと考えられます。

- ・事業が低炭素まちづくり計画において定められる「都市機能の集約を図るための拠点となる地域」内で実施されるものであること。
- ・事業により集約される都市機能が、低炭素まちづくり計画において定められる「都市機能の配置の適正化」に照らして整合性がとれていること。

(2) 上記を通じて、二酸化炭素の排出を抑制するものであると認められること

本号では、認定申請を行った集約都市開発事業が、(1)の基準を満たしていることを前提として、都市機能の集約整備に伴うCO₂の排出量の抑制効果が見込まれるかどうか、確認されることとなります。

確認にあたっては、例えば、都市機能の利用者の移動に伴うCO₂排出量について、都市機能が広域に分散している状態と、事業により集約された状態を比較し、CO₂排出量が削減されることが見込まれるかといった点に着目されと考えられます。

※ 移動に伴う二酸化炭素排出量は、以下の計算式を用いて算定することが考えられます。

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量} = \Sigma (\text{用途別}) (\text{交通手段別}) \{ (\text{A}) \text{延床面積} \times (\text{B}) \text{単位面積あたり発生集中トリップ原単位} \times (\text{C}) \text{交通手段分担率} \times (\text{D}) \text{1トリップあたり平均移動距離} \times (\text{E}) \text{交通手段別 CO}_2 \text{ 排出量原単位} \}$$

それぞれの状態における排出量の算定にあたっては、低炭素まちづくり計画作成マニュアル別冊5ページの換算手法が参考となるほか、別添の計算シート(16ページ)を参考として活用することが可能です。

なお、低炭素まちづくり計画区域外から区域内への移住を促進するものとして、計画区域外において関連した取組を実施している場合には、考慮されることも考えられます。

2. 第2号基準

本号では、認定申請を行った集約都市開発事業により整備される特定建築物が、法第54条に定める低炭素建築物の認定基準(以下の(1)、(2)の基準)に適合するものであるかどうか、確認されることとなります。(詳しくは、「平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」を参照してください。)

(1) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準

以下の①及び②の基準に適合すること。

① 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

1) 非住宅

屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値(年間

熱負荷係数)を地域区分、建物用途ごとに定められた基準値以下とすること。

2) 住宅

外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率を、地域区分に応じて定められた基準値以下とすること。

② 一次エネルギー消費量に関する基準

空調設備(暖冷房設備)、機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機等に係るエネルギー消費量の合計等から算定する設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量を上回らないようにすること。

(2) 建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準

以下の1又は2のいずれかに適合する建築物の低炭素化のための措置が講じられていること。

1. 以下の①及び②に適合すること。

①次の1)及び2)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該1)又は2)に定める基準に適合すること。

1) 非住宅建築物及び共同住宅等

再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギーとして持続的に利用することができるものと認められるものをいう。)の利用に資する設備(以下第1において「再生可能エネルギー利用設備」という。)が設けられていること。

2) 一戸建ての住宅

再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギーとして持続的に利用することができるものと認められるものをいう。)の利用に資する設備(以下第1において「再生可能エネルギー利用設備」という。)が設けられていること、かつ低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が、低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないこと。(詳しくは、「平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」を参照してください。)

② 次の1)から9)までに掲げる項目のうち、1以上の項目に適合するものであること。

1) 節水に関する取組について、次のいずれかに該当すること。

- a. 設置する便器の半数以上に節水に資する便器を採用すること。
- b. 設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓を採用すること。
- c. 定置型の電気食器洗い機を設置すること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。

2) 雨水、井水又は雑排水の利用のための設備を設置すること。

3) エネルギー管理に関する取組について、次のいずれかに該当すること。

- a. HEMSを設置していること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。
- b. BEMSを設置すること。

- 4) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備と連系した蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設置すること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。
 - 5) ヒートアイランド対策に関する取組について、次のいずれかに該当すること。
 - a. 敷地面積に対する緑地・水面等の面積割合を 10%以上とすること。
 - b. 日射反射率の高い舗装材により被覆した面積の敷地面積に対する割合を 10%以上とすること。
 - c. 緑化等の対策をした面積の屋根面に対する割合を 20%以上とすること。
 - d. 緑化対策をした面積の外壁面積に対する割合を 10%以上とすること。
 - e. a の割合、b の割合、c の割合の 2 分の 1 及び d の割合の合計を 10%以上とすること。
 - 6) 日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）に定める劣化対策等級に係る評価が等級 3 に該当する措置を講ずること。
 - 7) 木造住宅又は木造建築物であること。
 - 8) 高炉セメント又はフライアッシュセメントを構造耐力上主要な部分に使用していること。
 - 9) V2H 充放電設備（建築物から電気自動車若しくはプラグインハイブリット自動車（「電気自動車等」という。）に電気を供給するための設備又は電気自動車等から建築物に電気を供給するための設備をいう。）が設けられていること。
2. 建築物の総合的な環境性能評価に基づき、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として、法第 53 条第 1 項に規定する所管行政庁が認めるものであること。

3. 第 3 号基準

本号では、認定申請を行った集約都市開発事業により整備される特定建築物の敷地又は特定公共施設において、緑化又はその他の都市の低炭素化のための措置が講じられているかどうか、確認されることとなります。

確認にあたっては、例えば、以下のような取組のいずれかが記載されているかといった点に着目されると考えられます。

① CO₂の吸収効果が期待される緑化に関する措置

CO₂の吸収効果が期待される高木（将来樹高 3 m 以上で管理される樹木）が新たに植栽され、事業前と比較して事業区域における CO₂吸収量が増加するものと見込まれていること。

※樹木による二酸化炭素吸収量の算定にあたっては、低炭素まちづくり計画作成マニュアル別冊 10 ページの換算手法が参考となります。

② ヒートアイランド現象の緩和に資する措置

特定公共施設等における緑化等の地表面被覆の改善、緑地や水面等の周辺環境と連続した空間の確保等による風の道の確保、人工排熱の低減への配慮など、ヒートアイランド現象の緩和に資する措置が講じられていること。なお、ヒートアイランド現象の緩和に資する措置については、例えば国土交通省が開発している都市熱環境評価技術を用いて、当該措置による風の流れや気温の分布を視覚的に把握することなどが可能です。

③ その他都市の低炭素化に資する措置

街灯、案内板等への太陽光発電パネルやLED照明の導入、剪定枝のバイオマス発電への利用等、低炭素効果があるものとして一般的な知見が得られている措置が講じられていること。

なお、バイオマスの利用については、当該事業計画区域内において活用することも考えられますが、区域外のバイオマス関連施設等へ運搬して有効活用を図ることが明らかである場合も、措置を講じたこととして認められることが考えられます。

4. 第4号基準

本号では、集約都市開発事業計画に記載することとなっている、施行区域、事業内容、施行予定期間、資金計画などが、事業の確実な施行を図る上で適切な内容となっているかどうか、確認されることになります。

確認にあたっては、例えば、以下のような点に着目されると考えられます。

- ・ 事業内容について、事業目的と合った計画となっていること。
- ・ 施行予定期間について、事業規模等に照らして実現可能なスケジュールが組まれていること。
- ・ 資金計画について、収入見込みが確実であるか、適正な支出金額であるか、収支のバランスが取れていること。
- ・ 計画作成にあたって、周辺地域住民等への情報共有や意見交換等を行っていること。

5. 第5号基準

本号では、集約都市開発事業を実施しようとする事業者が、事業の施行に必要な経済的基礎や施行能力を十分兼ね備えているかどうか、確認されることになります。

確認にあたっては、例えば、以下のような点に着目されると考えられます。

- ・ 事業内容に従って事業を円滑に実施し遂行する上で、収支予算が事業者の資力や資金調達見込みと照らして妥当なものとなっていること。

Ⅲ. 認定事業に対する支援措置等

1. 認定集約都市開発事業の施行に要する費用に対する補助

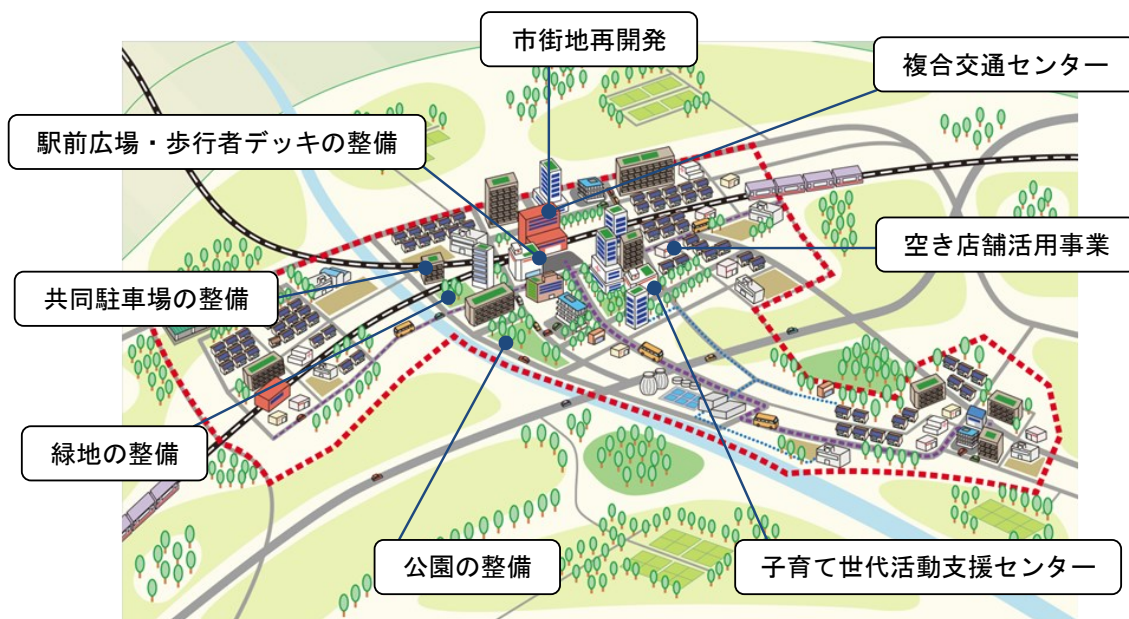
(1) 集約都市開発支援事業について

集約都市開発事業の実施にあたっては、本法律において、地方公共団体は事業者に対しその施行に要する費用の一部を補助することができるとされています。このため、平成24年度予算において、認定集約都市開発事業に補助する地方公共団体に対する国の支援措置として、社会資本整備総合交付金の基幹事業の1つに「集約都市開発支援事業」を創設したところです。

この支援制度は、認定集約都市開発事業と、同事業と関連して実施される低炭素まちづくりに資する事業とを一体的に支援するものです。核となる認定集約都市開発事業が必ず含まれている必要がありますが、関連事業については、認定集約都市開発事業との関連性を踏まえて自由に事業を組み合わせることができます。

集約都市開発事業に対する具体的な支援内容としては、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業など既存の6つの支援制度*の要件を満たしている場合には、特定建築物や敷地の整備に要する費用として、調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費といった項目が支援対象となっています。関連事業については、例えば周辺で行われる歩道やバス停などの整備費が支援可能です。（※上記2事業のほか、防災街区整備事業、地区再開発事業、住宅市街地総合支援事業、暮らし・にぎわい再生事業が該当します。）

＜集約都市開発支援事業による支援イメージ＞



認定集約都市開発事業を施行する事業者が地方公共団体から支援を受けるためには、集約都市開発支援事業を基幹事業として位置づけた社会資本総合整備計画を地方公共団体が作成し、国に社会資本整備総合交付金の要望を提出してもらう必要があります。

なお、本法律の規定の適用を受けて新たに助成を受けることとなる場合には、事業者が賃借人又は譲受人から不当な利益を徴収しないよう、一定の限度額を超えた賃貸料又は譲渡価額の受領を禁止していますので、注意が必要です。

2. その他の支援措置等

認定集約都市開発事業により整備される特定建築物は、低炭素建築物とみなされることとなります（法第 16 条）。これにより、低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を超える部分について容積率の特例を受けることができるようになります。

このように、集約都市開発事業について、法に基づく特例措置や、低炭素まちづくり計画に記載された事項に係る助成措置等を活用した支援策を適宜講じることによって、都市機能の集約化を推進していくことになります。

IV. 認定申請手続き

1. 認定申請等に必要な書類

集約都市開発事業の認定申請にあたっては、以下の書類が必要となりますので、あらかじめ準備します。

- ・集約都市開発事業計画認定申請書（施行規則別記様式第一（第三条関係））（別添様式）
- ・添付資料

2. 認定申請書類の作成要領等

認定申請に必要な集約都市開発事業計画認定申請書は、以下の表に従って作成します。

記載項目			留意点
全般	注釈部分		・申請の際は削除してください。
	申請者		・申請者が法人である場合には、代表者の職名・氏名を併せて記載してください。
1. 集約都市開発事業の名称			・事業の名称を記載してください。
2. 集約都市開発事業の目的			・事業の目的を記載してください。
3. 集約都市開発事業を施行する区域	位置		・都道府県から書き出していただき、対象となる事業区域に存する地番を記載してください。 ・再開発事業、区画整理事業が施行されている場合は従前の地番を記載し、下段に括弧書きで権変後の筆番号、仮換地後の街区番号、区画番号を記載してください。
	面積		・㎡単位で小数点以下第二位まで記入してください。
4. 集約都市開発事業計画の認定の申請の対象とする範囲			・住宅部分について、住宅ローン減税及び登録免許税の特例措置の適用を予定する場合は、「特定建築物全体」を選択してください。
5. 集約都市開発事業の内容	(1) 特定建築物に関する事項	特定建築物番号	・添付する配置図において特定建築物ごとに付した番号を記入してください。
		階数	・地階を除く階数を記入してください。
		特定建築物の整備に関する事項の詳細	・低炭素建築物新築等計画認定申請書（施行規則別記様式第五（第四十一条関係））を作成（押印は不要）の上、添付してください。 ・作成にあたっては、「低炭素建築物 認定申請書作成の手引き」を参照してください。
	(2) 特定公共施設の種類及び規模	特定公共施設番号	・添付する配置図において特定公共施設ごとに付した番号を記入してください。
		公共施設の規模	・番号、面積等につきまして、添付図面上の表記との整合を図ってください。 ・街路等については、幅員×延長ではなく、㎡表記としてください。
6. 集約都市開発事業の施行予定期間	事業の着手の予定年月日		・特定建築物の工事着工時期を記載してください。
	事業の完了の予定年月日		・事業区域内の全施設が竣工に至る時期を記載してください。

7. 集約都市開発事業の資金計画	・数社での共同事業の場合は、全事業者合計の事業収支と、各社ごとの事業収支を両方記載してください。
8. 集約都市開発事業の施行による都市の低炭素化の効果	・以下の点に留意して記載してください。（具体的内容は、P.4 II. 集約都市開発事業計画の認定基準の解説を参照） （Ⅰ）当該集約都市開発事業が、当該集約都市開発事業が、都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献し、これを通じて、二酸化炭素の排出を抑制するものであることがわかること。 （Ⅱ）当該集約都市開発事業により整備される特定建築物の敷地又は特定公共施設において講じられる緑化その他の都市の低炭素化のための措置の内容がわかること。 ・なお、上記内容がわかる図書又は書類の添付をもって記載に代えることができます。

3. 添付資料

認定申請にあたっては、集約都市開発事業計画認定申請書のほか、関連資料として以下の書類を添付します。

添付資料	留意事項
① 付近見取図	・低炭素まちづくり計画区域を含む広域図と、当該区域周辺のみを含む付近見取図を提出してください。 ・方位、道路及び目標となる地目並びに事業区域を図面に落とし込んでください。 ・広域図上にも事業区域を縁取りしてください。
② 特定建築物及び特定公共施設の配置図	・縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、敷地内における特定建築物の位置並びに特定公共施設の配置を図示してください。
③ 特定建築物の整備に関する施行規則第四十一条第一項の申請書及びその添付図書に相当する書類及び図書	・集約都市開発事業計画認定申請書の5.（1）②で求める資料です。 ・作成にあたっては、「低炭素建築物 認定申請書作成の手引き」を参照してください。
④ 法第十条第一項第三号に規定する措置の内容を記載した書類	・必要がある場合に添付してください。 ・当該集約都市開発事業により整備される特定建築物の敷地又は特定公共施設において講じられる緑化その他の都市の低炭素化のための措置の内容がわかる資料としてください。
⑤ 集約都市開発事業の工程表	・横グラフ状の表現としてください。 ・再開発事業等の法定事業が関係する場合等は、都市計画決定、事業計画認可等の日付も記入してください。
⑥ 所有権又は借地権を有するものであることを証する書類	・土地登記簿謄本等権利を証明する書類等を添付してください。

⑦ （法人）登記事項証明書、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び収支の状況を明らかにすることができる書類	・申請者が法人である場合は、該当書類を添付してください（有価証券報告書等）。 ・印鑑証明書及び代表事項証明書の提出をあわせてお願い致します。
⑧ （個人）住民票の抄本、又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類	・申請者が個人の方である場合は、住民票抄本等を添付してください。

4. その他の事項

市町村によっては、認定申請にあたって上記に示す書類のほか、認定権者である市町村長が必要と認める図書の提出が必要となる場合がありますので、各市町村の申請手続きに従ってください。

別添：認定申請様式

様式第一（第三条関係）

集約都市開発事業計画認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第9条第1項の規定により、集約都市開発事業計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（注意）

1. 不要の部分は消してください。
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

集約都市開発事業計画

1. 集約都市開発事業の名称
2. 集約都市開発事業の目的
3. 集約都市開発事業を施行する区域
 - (1) 位置
 - (2) 面積 m^2
4. 申請の対象とする範囲
 - ☐ 特定建築物全体
 - ☐ 複合建築物の非住宅部分
 - ☐ 複合建築物の住宅部分
5. 集約都市開発事業の内容
 - (1) 特定建築物に関する事項
 - ① 特定建築物の建築面積等

特 定 建築物 番 号	階数	建築面積	延べ面積	敷地面積	延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築面積の 敷地面積に 対する割合
		m ²	m ²	m ²		
		m ²	m ²	m ²		
合計		m ²	m ²	m ²		

(注意)

1. 「特定建築物番号」の欄には、添付する配置図において特定建築物ごとに付した番号を記入してください。
2. 「階数」の欄には地階を除く階数を記入してください。

②特定建築物の整備に関する事項の詳細

別添のとおり

(2) 特定公共施設の種類及び規模

[特定公共施設番号]
[特定公共施設の種類]
[特定公共施設の規模]

(注意)

1. [特定公共施設番号]の欄には、添付する配置図において特定公共施設ごとに付した番号を記入してください。
2. 整備する全ての特定公共施設について特定公共施設ごとに作成してください。
3. [特定公共施設の規模]の欄には、特定公共施設の規模を特定公共施設の種類に応じて適宜記入してください。

6. 集約都市開発事業の施行予定期間

[事業の着手の予定年月日]	年	月	日
[事業の完了の予定年月日]	年	月	日

7. 集約都市開発事業の資金計画

	内訳	金額（百万円）
--	----	---------

支 出	用 地 費 除 却 費 整 地 費 建 築 費 事 務 費 借 入 金 利 息 ○ ○ ○	
	計	
収 入	自 己 資 金 借 入 金 (借入先) ○ ○ ○	()
	計	

8. 集約都市開発事業の施行による都市の低炭素化の効果

(注意)

以下の点に留意して記載してください。

- ①当該集約都市開発事業が、都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献し、これを通じて、二酸化炭素の排出を抑制するものであることがわかること。
- ②当該集約都市開発事業により整備される特定建築物の敷地又は特定公共施設において講じられる緑化その他の都市の低炭素化のための措置の内容がわかること。

なお、上記内容がわかる図書又は書類の添付をもって記載に代えることができます。

別添：計算シート

計算シートについて

○対象都市

- ・下表のとおり、都市規模別に計算シートを作成

分類	対象都市
大都市圏中心部	東京23区、名古屋市、大阪市
大都市圏郊外部	三大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）に属する上記以外の都市
地方都市	三大都市圏以外の都市

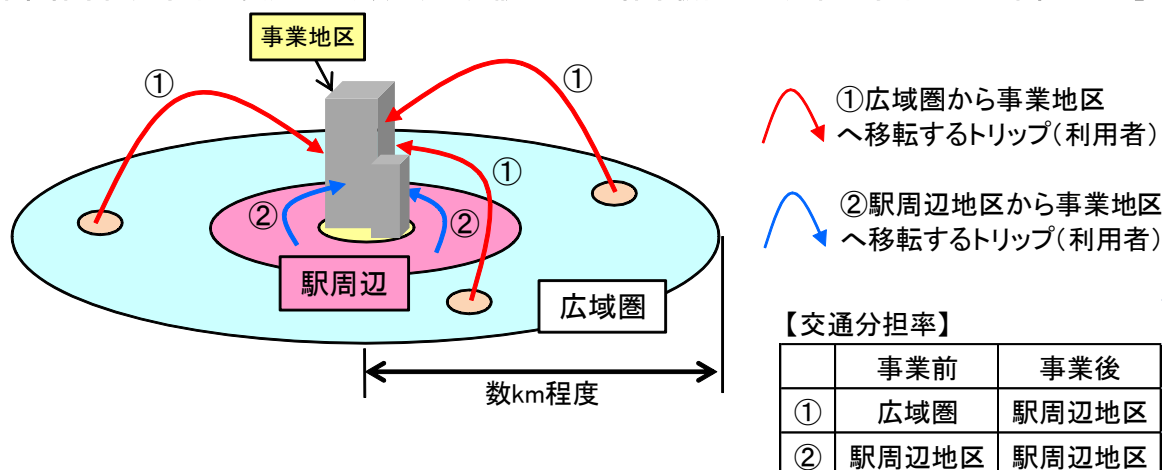
○留意事項

- ・  に数値を記入
- ・シートに入力済の既定値については、既存の統計データより設定したものである。

なお、「(C)交通手段分担率」、「(D)1トリップ当たり移動距離」、「(E)交通手段別CO2排出量原単位」については、地方公共団体において既往のデータ等が存在する場合には、適宜数値を入れ替えて使用することが可能。

- ・「駅周辺地区」「広域圏」とは、「(C)交通手段分担率」の算定のために設定したエリアであり、イメージ、定義等は以下のとおり。

【集約都市開発事業の実施により、広域に分散していた都市機能の利用者が事業地区へ集約される】



	大都市圏中心部	大都市圏郊外部	地方都市
駅周辺地区と広域圏のイメージ			
都市対象	東京 23 区、名古屋市、大阪市	三大都市圏に属する大都市圏中心部に設定されていない都市	三大都市圏以外の都市
駅周辺地区	対象都市全体(例:東京 23 区全体)	都市の中心の鉄道駅から半径 200m の円にかかるゾーン	都市の中心の鉄道駅から半径 200m の円にかかるゾーン
広域圏の考え方	・広域圏は設定せず、大都市圏中心部の外の地域からの転入率を設定。(大都市圏郊外部●%、地方都市▲%) ・大都市圏中心部の外から移ってきた人々の自動車分担率等の値は、大都市圏郊外部、地方都市の計算で設定した値を用いる。	- 各都市の都市圏(人口集中地区)の広がり及び隣接する核となる都市の圏域と範囲が重複しないように以下のとおり設定。 - 都市の中心の鉄道駅から半径 3km の円にかかるゾーン	- 各都市の都市圏(人口集中地区)の広がりを考慮し以下のとおり設定。 - 都市の中心の鉄道駅から半径 5km の円にかかるゾーン

<大都市圏中心部>

に数値を記入すること

PAGE1/5

CO2排出量 = $\sum$ (用途別) (交通手段別) [(A)延床面積 × (B)単位面積当たり発生集中トリップ原単位 × (C)交通手段分担率 × (D)1トリップ当たり平均移動距離 × (E)交通手段別CO2排出量原単位]

(A)延床面積の設定

①事業前後の用途別延床面積の入力

対象とする事業地区(駅周辺地区内)の事業前、事業後の用途別の延床面積を入力(従前、従後とも床の利用実態を勘案し空室を除くこと)

【事業前】

施設種類	延床面積(m ²)
住宅	21,200
業務	6,000
商業	12,800
医療	
合計	40,000

【事業後】

施設種類	延床面積(m ²)
住宅	108,000
業務	88,800
商業	43,200
医療	
合計	240,000

《用語の定義》

住宅: 住宅、寮
業務: 事務所、会社、銀行、官公庁(役所・役場)、集会所(文教・宗教施設)
商業: スーパー、デパート、問屋・市場、その他商業施設
医療: 医療施設、厚生・福祉施設
※上記以外の用途については算定対象外

(B)単位面積当たり発生集中トリップ原単位の設定 <大規模開発地区関連交通マニュアル>

①鉄道駅までの距離の入力

対象とする事業地区の鉄道駅までの距離を入力

【事業前=事業後】

鉄道駅までの距離(m)	190
-------------	-----

②事業前の用途別トリップ発生集中原単位の設定

業務・商業について、対象とする事業地区の属する分類を選択し、右端に「1」を入力

【事業前・住宅】	発生集中原単位 (人T.E./ha・日)
全て	700

《用語の定義》

【業務】

○周辺部・都心部 ○一般事務所ビル、単館型事務所ビル
○鉄道駅からの距離による割引率

【商業】

○三大都市圏中心部、三大都市圏郊外部および
地方中枢都市、三大都市圏周辺部および地方都市
○延床面積、鉄道駅からの距離による割引率

→大規模開発地区関連交通計画マニュアルを参照

【事業前・業務】	カテゴリ別発生集中原単位(人T.E./ha・日)	鉄道駅からの距離(m)	鉄道駅からの距離による割引率	割引後発生集中原単位(人T.E./ha・日)	選択フラグ(選択した行に「1」を入力)
都心部の一般事務所ビル	3,975	190	0.965714286	3,839	1
周辺部の一般事務所ビル	3,375			3,259	
都心部の単館型事務所ビル	3,000			2,897	
周辺部の単館型事務所ビル	2,175			2,100	

【事業前・商業(平日)】	発生集中原単位(人T.E./ha・日)	延床面積による割引率	鉄道駅からの距離(m)	鉄道駅からの距離による割引率	割引後発生集中原単位(人T.E./ha・日)	選択フラグ(選択した行に「1」を入力)
三大都市圏中心部	20,600	1	190	1	20,600	1
三大都市圏郊外部および地方中枢都市	11,600	1		0.993333333	11,523	
三大都市圏周辺部および地方都市	10,600	1		0.996363636	10,561	

【事業前・医療】	発生集中原単位 (人T.E./ha・日)
全て	1,783

※「平成8年度総合都市交通体系調査報告書-施設発生・集中原単位調査-、東京都」における病院施設の発生集中原単位(12時間)の平均値

③事業後の用途別トリップ発生集中原単位の設定

業務・商業について、対象とする事業地区の属する分類を選択し、右端に「1」を入力

【事業後・住宅】	発生集中原単位 (人T.E./ha・日)
全て	700

【事業後・業務】	カテゴリ別発生集中原単位(人T.E./ha・日)	鉄道駅からの距離(m)	鉄道駅からの距離による割引率	割引後発生集中原単位(人T.E./ha・日)	選択フラグ(選択した行に「1」を入力)
都心部の一般事務所ビル	3,975	190	0.965714286	3,839	1
周辺部の一般事務所ビル	3,375			3,259	
都心部の単館型事務所ビル	3,000			2,897	
周辺部の単館型事務所ビル	2,175			2,100	

【事業後・商業(平日)】	発生集中原単位(人T.E./ha・日)	延床面積による割引率	鉄道駅からの距離(m)	鉄道駅からの距離による割引率	割引後発生集中原単位(人T.E./ha・日)	選択フラグ(選択した行に「1」を入力)
三大都市圏中心部	20,600	1	190	1	20,600	1
三大都市圏郊外部および地方中枢都市	11,600	0.859		0.993333333	9,898	
三大都市圏周辺部および地方都市	10,600	0.846181818		0.996363636	8,937	

【事業後・病院】	発生集中原単位 (人T.E./ha・日)
全て	1,783

※「平成8年度総合都市交通体系調査報告書-施設発生・集中原単位調査-、東京都」における病院施設の発生集中原単位(12時間)の平均値

④事業前・事業後の用途別トリップ発生集中原単位の確定(②③の結果まとめ)

②③の結果より、事業地区の開発前後のトリップ発生集中原単位は下記のとおり

【事業前・トリップ発生集中原単位】

施設種類	トリップ発生集中原単位 (人T.E./ha・日)
住宅	700
業務	3,839
商業	20,600
医療	1,783

【事業後・トリップ発生集中原単位】

施設種類	トリップ発生集中原単位 (人T.E./ha・日)
住宅	700
業務	3,839
商業	20,600
医療	1,783

用途別発生集中トリップ数=(A)延床面積×(B)単位面積当たり発生集中トリップ原単位

【①事業前・事業地区】

施設種類	発生集中トリップ数 (人T.E./日)
住宅	1,484
業務	2,303
商業	26,368
医療	0

【②事業後・事業地区】

施設種類	発生集中トリップ数 (人T.E./日)
住宅	7,560
業務	34,088
商業	88,992
医療	0

【トリップ増加数=②-①】

施設種類	トリップ増加数 (人T.E./日)
住宅	6,076
業務	31,785
商業	62,624
医療	0

(C)交通手段分担率の設定

広域圏の設定及び駅周辺地区・広域圏からの移転割合の設定

事業により移転するトリップの移転前の地域の比率を設定
(増加するトリップ数のうち駅周辺地区・広域圏からの移転割合を設定)

	駅周辺地区	広域圏	
		大都市圏郊外部	地方都市
住宅	75%	15%	10%
業務	75%	15%	10%
商業	75%	15%	10%
医療	75%	15%	10%

【事業により駅周辺地区・広域圏から事業地区へ移転するトリップ数】

	駅周辺地区	広域圏
住宅	4,557	1,519
業務	23,838	7,946
商業	46,968	15,656
医療	0	0

		徒歩	二輪	自動車	路線バス	鉄道
駅周辺地区 (=事業地区)	住宅	25%	24%	20%	3%	29%
	業務	13%	12%	23%	1%	51%
	商業	32%	20%	17%	2%	29%
	医療	25%	20%	23%	4%	28%
広域圏	住宅	19%	15%	46%	3%	18%
	業務	10%	13%	63%	2%	12%
	商業	21%	18%	55%	2%	4%
	医療	14%	12%	64%	4%	6%

※駅周辺地区の各交通手段の分担率は、都市圏PT調査より計算したもの

※広域圏の各交通手段の分担率は、移転前の地域の比率を基に計算したもの

(D)1トリップ当たり平均移動距離の設定

		平均移動距離 (km/台)
駅周辺地区 (=事業地区)	住宅	13.0
	業務	14.5
	商業	10.6
	医療	10.6
広域圏	住宅	9.6
	業務	12.4
	商業	7.3
	医療	9.2

※道路交通センサス自動車OD調査より計算したもの(路線バス、鉄道については既存の統計資料がないため、自動車と同じと仮定)

※広域圏の1トリップ当たり平均移動距離は、移転前の地域の比率を基に計算したもの

(E)交通手段別CO2排出量原単位の設定

①自動車のCO2排出原単位の設定

対象とする事業地区がいずれの地域に属するかを選択し、右端に「1」を入力

	自動車CO2排出量原単位 (g-CO2/台km)	選択フラグ(選択した 行に「1」を入力)
北海道	258.6	
東北	240.8	
関東	264.4	1
北陸信越	277.1	
中部	273.7	
近畿	258.6	
中国	257.7	
四国	240.2	
九州	235.1	

※自動車輸送統計年報(H21年度)より計算したもの

②自動車の平均乗車人員の設定

	平均乗車人員 (人/台)
住宅	1.4
業務	1.5
商業	1.3
医療	1.4

※住宅・業務・商業については、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」の値を使用

※病院については「平成8年度総合都市交通体系調査報告書-施設発生・集中原単位調査-東京都」における病院施設の平均値

③交通手段別CO2排出量原単位の設定

		CO2排出量原単位 (g-CO2/人km)
自動車	住宅	188.8
	業務	176.3
	商業	203.4
	医療	194.9
路線バス		94.0
鉄道		28.0

※自動車については、①CO2排出量原単位(／台)を、②平均乗車人員(人／台)で除することにより算定

※路線バスについては、国土交通省資料「旅客輸送機関の二酸化炭素排出原単位(平成12年度)」を使用。

※鉄道については、交通関係エネルギー要覧及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条(平成18年3月24日一部改正)の排出係数一覧表より作成した値を使用。

※徒歩、二輪はゼロとする。

CO2排出量の算定((A)*(B)*(C)*(D)*(E))

(i) 事業前のCO2排出量=①事業前・事業地区+②事業前・広域圏+③事業前・駅周辺地区

①事業地区におけるCO2排出量

交通手段	施設種類	(A)*(B) 事業前発生集中トリップ数(人T.E/日)	(C) 交通手段分担率 【駅周辺地区】	(D) 1トリップ当たり平均移動距離(km/台) 【駅周辺地区】	(E) CO2排出量原単位 (g-CO2/人km)	(A)*(B)*(C)*(D)*(E) 事業地区の事業前CO2排出量 (g-CO2/日)	事業地区の事業前CO2排出量 (t-CO2/年) (×365/1,000,000)
自動車	住宅	1,484	20%	13.0	188.8	718,443	262
	業務	2,303	23%	14.5	176.3	1,333,749	487
	商業	26,368	17%	10.6	203.4	9,496,096	3,466
	医療	0	23%	10.6	194.9	0	0
路線バス	住宅	1,484	3%	13.0	94.0	47,123	17
	業務	2,303	1%	14.5		45,976	17
	商業	26,368	2%	10.6		618,571	226
	医療	0	4%	10.6		0	0
鉄道	住宅	1,484	29%	13.0	28.0	157,965	58
	業務	2,303	51%	14.5		474,682	173
	商業	26,368	29%	10.6		2,267,434	828
	医療	0	28%	10.6		0	0
合計						15,160,040	5,533

②広域圏における移転前のトリップのCO2排出量

交通手段	施設種類	(A)*(B) 移転するトリップ数 (人T.E/日)	(C) 交通手段分担率 【広域圏】	(D) 1トリップ当たり平均移動距離(km/台) 【広域圏】	(E) CO2排出量原単位 (g-CO2/人km)	(A)*(B)*(C)*(D)*(E) 広域圏における移転前のトリップのCO2排出量 (g-CO2/日)	広域圏における移転前のトリップのCO2排出量 (t-CO2/年) (×365/1,000,000)
自動車	住宅	1,519	46%	9.6	188.8	1,257,077	459
	業務	7,946	63%	12.4	176.3	10,902,749	3,980
	商業	15,656	55%	7.3	203.4	12,800,142	4,672
	医療	0	64%	9.2	194.9	0	0
路線バス	住宅	1,519	3%	9.6	94.0	39,692	14
	業務	7,946	2%	12.4		224,413	82
	商業	15,656	2%	7.3		233,807	85
	医療	0	4%	9.2		0	0
鉄道	住宅	1,519	18%	9.6	28.0	74,660	27
	業務	7,946	12%	12.4		343,907	126
	商業	15,656	4%	7.3		122,180	45
	医療	0	6%	9.2		0	0
合計						25,998,628	9,489

③駅周辺地区における移転前のトリップのCO2排出量

交通手段	施設種類	(A)*(B) 移転するトリップ数 (人T.E/日)	(C) 交通手段分担率 【駅周辺地区】	(D) 1トリップ当たり平均移動距離(km/台) 【駅周辺地区】	(E) CO2排出量原単位 (g-CO2/人km)	(A)*(B)*(C)*(D)*(E) 駅周辺地区における移転前のトリップのCO2排出量 (g-CO2/日)	駅周辺地区における移転前のトリップのCO2排出量 (t-CO2/年) (×365/1,000,000)
自動車	住宅	4,557	20%	13.0	188.8	2,206,162	805
	業務	23,838	23%	14.5	176.3	13,804,302	5,039
	商業	46,968	17%	10.6	203.4	16,914,920	6,174
	医療	0	23%	10.6	194.9	0	0
路線バス	住宅	4,557	3%	13.0	94.0	144,704	53
	業務	23,838	1%	14.5		475,855	174
	商業	46,968	2%	10.6		1,101,830	402
	医療	0	4%	10.6		0	0
鉄道	住宅	4,557	29%	13.0	28.0	485,071	177
	業務	23,838	51%	14.5		4,912,960	1,793
	商業	46,968	29%	10.6		4,038,868	1,474
	医療	0	28%	10.6		0	0
合計						44,084,672	16,091

(i) 事業前のCO2排出量(=①+②+③)

施設種類	事業前CO2排出量 (t-CO2/年)
住宅	1,873
業務	11,869
商業	17,372
医療	0
合計	31,114

(ii) 事業後のCO2排出量=①事業後・事業地区

①事業地区におけるCO2排出量

交通手段	施設種類	(A)*(B) 事業後発生集中ト リップ数(人.T.E/日)	(C) 交通手段分担率 【駅周辺地区】	(D) 1トリップ当たり平均 移動距離(km/台) 【駅周辺地区】	(E) CO2排出量原単位 (g-CO2/人.km)	(A)*(B)*(C)*(D)*(E) 事業地区の事業後 CO2排出量 (g-CO2/日)	事業地区の事業後 CO2排出量 (t-CO2/年) (×365/1,000,000)
自動車	住宅	7,560	20%	13.0	188.8	3,659,993	1,336
	業務	34,088	23%	14.5	176.3	19,739,485	7,205
	商業	88,992	17%	10.6	203.4	32,049,323	11,698
	医療	0	23%	10.6	194.9	0	0
路線バス	住宅	7,560	3%	13.0	94.0	240,062	88
	業務	34,088	1%	14.5		680,450	248
	商業	88,992	2%	10.6		2,087,677	762
	医療	0	4%	10.6		0	0
鉄道	住宅	7,560	29%	13.0	28.0	804,726	294
	業務	34,088	51%	14.5		7,025,295	2,564
	商業	88,992	29%	10.6		7,652,591	2,793
	医療	0	28%	10.6		0	0
合計						73,939,603	26,988

(ii) 事業後のCO2排出量(=①)

施設種類	事業後CO2排出量 (t-CO2/年)
住宅	1,717
業務	10,018
商業	15,253
医療	0
合計	26,988

【算定結果まとめ】

■CO2排出削減量

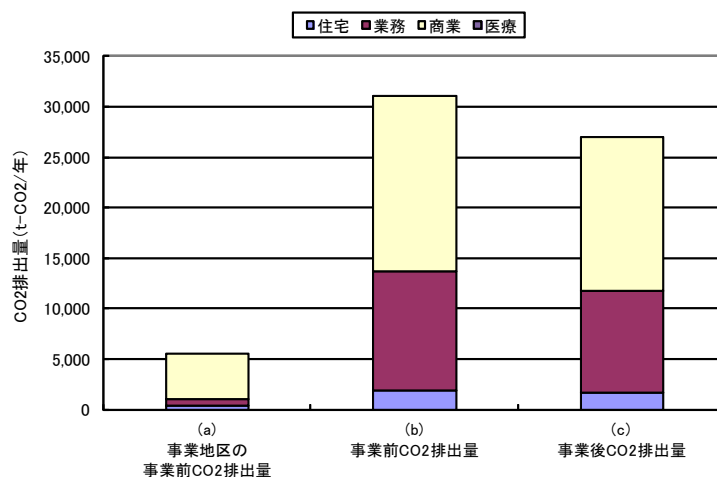
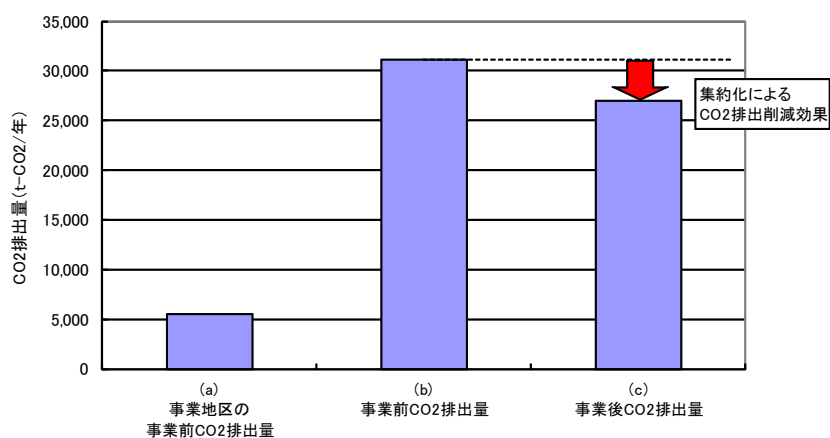
(t-CO2/年)

施設種類	(a) 事業地区の 事業前 CO2排出量 (i)①	(b) 事業前 CO2排出量 (i)	(c) 事業後 CO2排出量 (ii)	(d)=(b)-(c) 削減量	(e)=1-(c)/(b) 削減率
住宅	337	1,873	1,717	156	8.3%
業務	677	11,869	10,018	1,852	15.6%
商業	4,519	17,372	15,253	2,119	12.2%
医療	0	0	0	0	
合計	5,533	31,114	26,988	4,126	13.3%

■単位面積当たりCO2排出削減量

(kg-CO2/m²・年)

施設種類	(a) 事業地区の 事業前 CO2排出量 (i)①	(b) 事業前 CO2排出量 (i)	(c) 事業後 CO2排出量 (ii)	(d)=(b)-(c) 削減量	(e)=1-(c)/(b) 削減率
住宅	15.90	17.34	15.90	1.44	8.3%
業務	112.81	133.66	112.81	20.85	15.6%
商業	353.08	402.12	353.08	49.04	12.2%
医療					
合計	138.34	129.64	112.45	17.19	13.3%



CO2排出量 = $\sum$ (用途別) (交通手段別) [(A)延床面積 × (B)単位面積当たり発生集中トリップ原単位 × (C)交通手段分担率 × (D)1トリップ当たり平均移動距離 × (E)交通手段別CO2排出量原単位]

(A)延床面積の設定

①事業前後の用途別延床面積の入力

対象とする事業地区(駅周辺地区内)の事業前、事業後の用途別の延床面積を入力(従前、従後とも床の利用実態を勘案し空室を除くこと)

【事業前】

施設種類	延床面積(m ²)
住宅	7,000
業務	5,400
商業	7,600
医療	0
合計	20,000

【事業後】

施設種類	延床面積(m ²)
住宅	24,000
業務	16,800
商業	20,000
医療	19,200
合計	80,000

《用語の定義》

住宅: 住宅、寮
 業務: 事務所、会社、銀行、官公庁(役所・役場)、集会所(文教・宗教施設)
 商業: スーパー、デパート、問屋・市場、その他商業施設
 医療: 医療施設、厚生・福祉施設
 ※上記以外の用途については算定対象外

(B)単位面積当たり発生集中トリップ原単位の設定 <大規模開発地区関連交通マニュアル>

①鉄道駅までの距離の入力

対象とする事業地区の鉄道駅までの距離を入力

【事業前=事業後】

鉄道駅までの距離(m)	240
-------------	-----

②事業前の用途別トリップ発生集中原単位の設定

業務・商業について、対象とする事業地区の属する分類を選択し、右端に「1」を入力

【事業前・住宅】	発生集中原単位 (人T.E./ha・日)
全て	700

《用語の定義》

【業務】

○周辺部・都心部 ○一般事務所ビル、単館型事務所ビル
 ○鉄道駅からの距離による割引率

【商業】

○三大都市圏中心部、三大都市圏郊外部および
 地方中枢都市、三大都市圏周辺部および地方都市
 ○延床面積、鉄道駅からの距離による割引率

→大規模開発地区関連交通計画マニュアルを参照

【事業前・業務】	カテゴリ別発生集中原単位(人T.E./ha・日)	鉄道駅からの距離(m)	鉄道駅からの距離による割引率	割引後発生集中原単位(人T.E./ha・日)	選択フラグ(選択した行に「1」を入力)
都心部の一般事務所ビル	3,975	240	0.922857143	3,668	
周辺部の一般事務所ビル	3,375			3,115	1
都心部の単館型事務所ビル	3,000			2,769	
周辺部の単館型事務所ビル	2,175			2,007	

【事業前・商業(平日)】	発生集中原単位(人T.E./ha・日)	延床面積による割引率	鉄道駅からの距離(m)	鉄道駅からの距離による割引率	割引後発生集中原単位(人T.E./ha・日)	選択フラグ(選択した行に「1」を入力)
三大都市圏中心部	20,600	1	240	1	20,600	
三大都市圏郊外部および地方中枢都市	11,600	1		0.985	11,426	1
三大都市圏周辺部および地方都市	10,600	1		0.991818182	10,513	

【事業前・医療】	発生集中原単位 (人T.E./ha・日)
全て	1,783

※「平成8年度総合都市交通体系調査報告書-施設発生・集中原単位調査-、東京都」における病院施設の発生集中原単位(12時間)の平均値

③事業後の用途別トリップ発生集中原単位の設定

業務・商業について、対象とする事業地区の属する分類を選択し、右端に「1」を入力

【事業後・住宅】	発生集中原単位 (人T.E./ha・日)
全て	700

【事業後・業務】	カテゴリ別発生集中原単位(人T.E./ha・日)	鉄道駅からの距離(m)	鉄道駅からの距離による割引率	割引後発生集中原単位(人T.E./ha・日)	選択フラグ(選択した行に「1」を入力)
都心部の一般事務所ビル	3,975	240	0.922857143	3,668	
周辺部の一般事務所ビル	3,375			3,115	1
都心部の単館型事務所ビル	3,000			2,769	
周辺部の単館型事務所ビル	2,175			2,007	

【事業後・商業(平日)】	発生集中原単位(人T.E./ha・日)	延床面積による割引率	鉄道駅からの距離(m)	鉄道駅からの距離による割引率	割引後発生集中原単位(人T.E./ha・日)	選択フラグ(選択した行に「1」を入力)
三大都市圏中心部	20,600	1	240	1	20,600	
三大都市圏郊外部および地方中枢都市	11,600	0.975		0.985	11,140	1
三大都市圏周辺部および地方都市	10,600	0.972727273		0.991818182	10,227	

【事業後・病院】	発生集中原単位 (人T.E./ha・日)
全て	1,783

※「平成8年度総合都市交通体系調査報告書-施設発生・集中原単位調査-、東京都」における病院施設の発生集中原単位(12時間)の平均値

④事業前・事業後の用途別トリップ発生集中原単位の確定(②③の結果まとめ)

②③の結果より、事業地区の開発前後のトリップ発生集中原単位は下記のとおり

【事業前・トリップ発生集中原単位】

施設種類	トリップ発生集中原単位 (人T.E./ha・日)
住宅	700
業務	3,115
商業	11,426
医療	1,783

【事業後・トリップ発生集中原単位】

施設種類	トリップ発生集中原単位 (人T.E./ha・日)
住宅	700
業務	3,115
商業	11,140
医療	1,783

用途別発生集中トリップ数=(A)延床面積×(B)単位面積当たり発生集中トリップ原単位

【①事業前・事業地区】

施設種類	発生集中トリップ数 (人T.E./日)
住宅	490
業務	1,682
商業	8,684
医療	0

【②事業後・事業地区】

施設種類	発生集中トリップ数 (人T.E./日)
住宅	1,680
業務	5,233
商業	22,281
医療	3,423

【トリップ増加数=②-①】

施設種類	トリップ増加数 (人T.E./日)
住宅	1,190
業務	3,551
商業	13,597
医療	3,423

(C)交通手段分担率の設定

駅周辺地区・広域圏からの移転割合の設定

事業により移転するトリップの移転前の地域の比率を設定
(増加するトリップ数のうち駅周辺地区・広域圏からの移転割合を設定)

	駅周辺地区	広域圏
住宅	40%	60%
業務	40%	60%
商業	40%	60%
医療	40%	60%

【事業により駅周辺地区・広域圏から事業地区へ移転するトリップ数】

	駅周辺地区	広域圏
住宅	476	714
業務	1,420	2,130
商業	5,439	8,158
医療	1,369	2,054

		徒歩	二輪	自動車	路線バス	鉄道
駅周辺地区 (=事業地区)	住宅	25%	24%	20%	3%	29%
	業務	13%	12%	23%	1%	51%
	商業	32%	20%	17%	2%	29%
	医療	25%	20%	23%	4%	28%
広域圏 (=駅周辺地区 (=事業地区))	住宅	20%	15%	33%	3%	29%
	業務	12%	16%	50%	3%	19%
	商業	27%	21%	44%	2%	6%
	医療	18%	14%	53%	5%	10%

※各交通手段の分担率は、都市圏PT調査より計算したもの

(D)1トリップ当たり平均移動距離の設定

		平均移動距離 (km/台)
駅周辺地区 (=事業地区)	住宅	9.7
	業務	12.4
	商業	6.9
	医療	8.5
広域圏 (=駅周辺地区 (=事業地区))	住宅	9.7
	業務	12.4
	商業	6.9
	医療	8.5

※道路交通センサス自動車OD調査より計算したもの(路線バス、鉄道については既存の統計資料がないため、自動車と同じと仮定)

※道路交通センサス自動車OD調査の最小単位のゾーンが、駅周辺地区よりもかなり大きく、広域圏に近い大きさのため、駅周辺地区と広域圏を分けて算出できないことから同じ値としている

(E)交通手段別CO2排出量原単位の設定

①自動車のCO2排出原単位の設定

対象とする事業地区がいずれの地域に属するかを選択し、右端に「1」を入力

	自動車CO2排出量原単位 (g-CO2/台km)	選択フラグ(選択した 行に「1」を入力)
北海道	258.6	
東北	240.8	
関東	264.4	
北陸信越	277.1	
中部	273.7	1
近畿	258.6	
中国	257.7	
四国	240.2	
九州	235.1	

※自動車輸送統計年報(H21年度)より計算したもの

②自動車の平均乗車人員の設定

	平均乗車人員 (人/台)
住宅	1.4
業務	1.5
商業	1.3
医療	1.4

※住宅・業務・商業については、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」の値を使用

※病院については「平成8年度総合都市交通体系調査報告書-施設発生・集中原単位調査-東京都」における病院施設の平均値

③交通手段別CO2排出量原単位の設定

		CO2排出量原単位 (g-CO2/人km)
自動車	住宅	195.5
	業務	182.4
	商業	210.5
	医療	201.7
路線バス		94.0
鉄道		28.0

※自動車については、①CO2排出量原単位(／台)を、②平均乗車人員(人／台)で除することにより算定

※路線バスについては、国土交通省資料「旅客輸送機関の二酸化炭素排出原単位(平成12年度)」を使用。

※鉄道については、交通関係エネルギー要覧及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条(平成18年3月24日一部改正)の排出係数一覧表より作成した値を使用。

※徒歩、二輪はゼロとする。

CO2排出量の算定((A)*(B)*(C)*(D)*(E))

(i) 事業前のCO2排出量=①事業前・事業地区+②事業前・広域圏+③事業前・駅周辺地区

①事業地区におけるCO2排出量

交通手段	施設種類	(A)*(B) 事業前発生集中トリップ数(人T.E/日)	(C) 交通手段分担率 【駅周辺地区】	(D) 1トリップ当たり平均移動距離(km/台) 【駅周辺地区】	(E) CO2排出量原単位 (g-CO2/人km)	(A)*(B)*(C)*(D)*(E) 事業地区の事業前CO2排出量 (g-CO2/日)	事業地区の事業前CO2排出量 (t-CO2/年) (×365/1,000,000)
自動車	住宅	490	20%	9.7	195.5	183,258	67
	業務	1,682	23%	12.4	182.4	862,240	315
	商業	8,684	17%	6.9	210.5	2,097,824	766
	医療	0	23%	8.5	201.7	0	0
路線バス	住宅	490	3%	9.7	94.0	11,612	4
	業務	1,682	1%	12.4		28,714	10
	商業	8,684	2%	6.9		132,012	48
	医療	0	4%	8.5		0	0
鉄道	住宅	490	29%	9.7	28.0	38,925	14
	業務	1,682	51%	12.4		296,454	108
	商業	8,684	29%	6.9		483,904	177
	医療	0	28%	8.5		0	0
合計						4,134,943	1,509

②広域圏における移転前のトリップのCO2排出量

交通手段	施設種類	(A)*(B) 移転するトリップ数 (人T.E/日)	(C) 交通手段分担率 【広域圏】	(D) 1トリップ当たり平均移動距離(km/台) 【広域圏】	(E) CO2排出量原単位 (g-CO2/人km)	(A)*(B)*(C)*(D)*(E) 広域圏における移転前のトリップのCO2排出量 (g-CO2/日)	広域圏における移転前のトリップのCO2排出量 (t-CO2/年) (×365/1,000,000)
自動車	住宅	714	33%	9.7	195.5	447,253	163
	業務	2,130	50%	12.4	182.4	2,417,831	883
	商業	8,158	44%	6.9	210.5	5,126,702	1,871
	医療	2,054	53%	8.5	201.7	1,862,457	680
路線バス	住宅	714	3%	9.7	94.0	19,929	7
	業務	2,130	3%	12.4		64,145	23
	商業	8,158	2%	6.9		128,618	47
	医療	2,054	5%	8.5		80,283	29
鉄道	住宅	714	29%	9.7	28.0	56,107	20
	業務	2,130	19%	12.4		141,935	52
	商業	8,158	6%	6.9		95,530	35
	医療	2,054	10%	8.5		48,833	18
合計						10,489,623	3,829

③駅周辺地区における移転前のトリップのCO2排出量

交通手段	施設種類	(A)*(B) 移転するトリップ数 (人T.E/日)	(C) 交通手段分担率 【駅周辺地区】	(D) 1トリップ当たり平均移動距離(km/台) 【駅周辺地区】	(E) CO2排出量原単位 (g-CO2/人km)	(A)*(B)*(C)*(D)*(E) 駅周辺地区における移転前のトリップのCO2排出量 (g-CO2/日)	駅周辺地区における移転前のトリップのCO2排出量 (t-CO2/年) (×365/1,000,000)
自動車	住宅	476	20%	9.7	195.5	178,022	65
	業務	1,420	23%	12.4	182.4	728,114	266
	商業	5,439	17%	6.9	210.5	1,313,900	480
	医療	1,369	23%	8.5	201.7	543,996	199
路線バス	住宅	476	3%	9.7	94.0	11,280	4
	業務	1,420	1%	12.4		24,247	9
	商業	5,439	2%	6.9		82,681	30
	医療	1,369	4%	8.5		47,877	17
鉄道	住宅	476	29%	9.7	28.0	37,813	14
	業務	1,420	51%	12.4		250,339	91
	商業	5,439	29%	6.9		303,077	111
	医療	1,369	28%	8.5		90,151	33
合計						3,611,498	1,318

(i) 事業前のCO2排出量(=①+②+③)

施設種類	事業前CO2排出量 (t-CO2/年)
住宅	359
業務	1,757
商業	3,564
医療	976
合計	6,656

(ii) 事業後のCO2排出量＝①事業後・事業地区

①事業地区におけるCO2排出量

交通手段	施設種類	(A)*(B) 事業後発生集中ト リップ数(人T.E/日)	(C) 交通手段分担率 【駅周辺地区】	(D) 1トリップ当たり平均 移動距離(km/台) 【駅周辺地区】	(E) CO2排出量原単位 (g-CO2/人km)	(A)*(B)*(C)*(D)*(E) 事業地区の事業後 CO2排出量 (g-CO2/日)	事業地区の事業後 CO2排出量 (t-CO2/年) (×365/1,000,000)
自動車	住宅	1,680	20%	9.7	195.5	628,313	229
	業務	5,233	23%	12.4	182.4	2,682,525	979
	商業	22,281	17%	6.9	210.5	5,382,574	1,965
	医療	3,423	23%	8.5	201.7	1,359,991	496
路線バス	住宅	1,680	3%	9.7	94.0	39,813	15
	業務	5,233	1%	12.4		89,332	33
	商業	22,281	2%	6.9		338,715	124
	医療	3,423	4%	8.5		119,692	44
鉄道	住宅	1,680	29%	9.7	28.0	133,458	49
	業務	5,233	51%	12.4		922,302	337
	商業	22,281	29%	6.9		1,241,596	453
	医療	3,423	28%	8.5		225,378	82
合計						13,163,688	4,805

(ii) 事業後のCO2排出量(＝①)

施設種類	事業後CO2排出量 (t-CO2/年)
住宅	293
業務	1,348
商業	2,541
医療	622
合計	4,805

【算定結果まとめ】

■CO2排出削減量

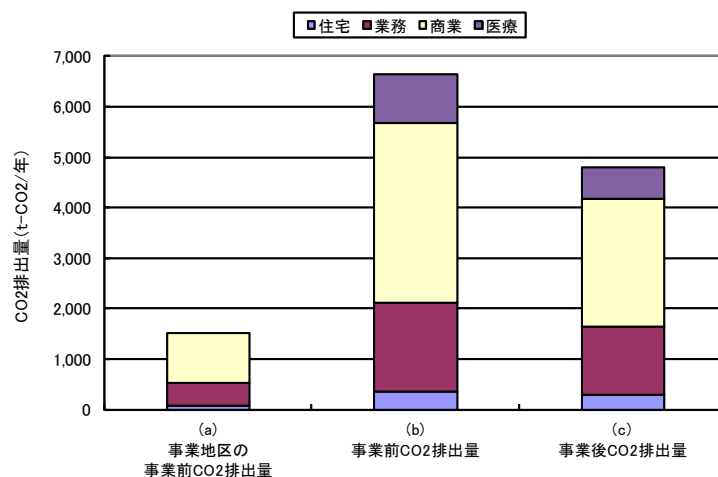
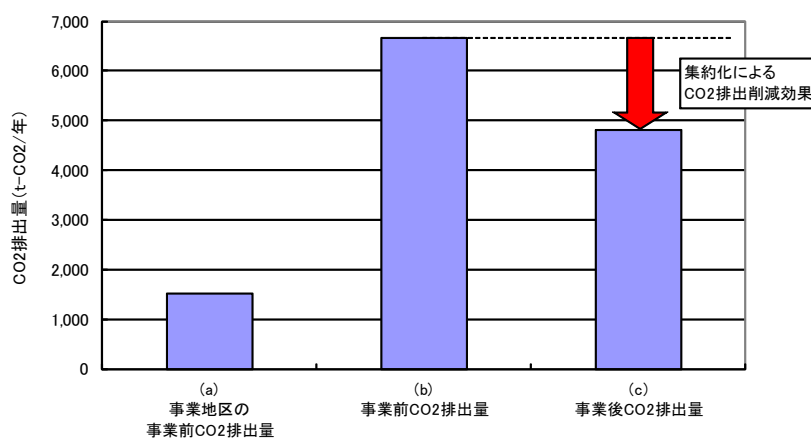
(t-CO2/年)

施設種類	(a) 事業地区の 事業前 CO2排出量 (i)①	(b) 事業前 CO2排出量 (i)	(c) 事業後 CO2排出量 (ii)	(d)=(b)-(c) 削減量	(e)=1-(c)/(b) 削減率
住宅	85	359	293	67	18.6%
業務	433	1,757	1,348	409	23.3%
商業	991	3,564	2,541	1,022	28.7%
医療	0	976	622	354	36.2%
合計	1,509	6,656	4,805	1,851	27.8%

■単位面積当たりCO2排出削減量

(kg-CO2/m²・年)

施設種類	(a) 事業地区の 事業前 CO2排出量 (i)①	(b) 事業前 CO2排出量 (i)	(c) 事業後 CO2排出量 (ii)	(d)=(b)-(c) 削減量	(e)=1-(c)/(b) 削減率
住宅	12.19	14.97	12.19	2.78	18.6%
業務	80.26	104.59	80.26	24.33	23.3%
商業	130.33	178.20	127.07	51.12	28.7%
医療	0.00	50.83	32.41	18.41	36.2%
合計	75.46	83.20	60.06	23.14	27.8%



$$\text{CO2排出量} = \sum (\text{用途別})(\text{交通手段別}) \{ (\text{A})延床面積 \times (\text{B})単位面積当たり発生集中トリップ原単位 \times (\text{C})交通手段分担率 \times (\text{D})1トリップ当たり平均移動距離 \times (\text{E})交通手段別CO2排出量原単位 \}$$

(A)延床面積の設定

①事業前後の用途別延床面積の入力

対象とする事業地区(駅周辺地区内)の事業前、事業後の用途別の延床面積を入力(従前、従後とも床の利用実態を勘案し空室を除くこと)

【事業前】

施設種類	延床面積(m ²)
住宅	7,000
業務	5,400
商業	7,600
医療	0
合計	20,000

【事業後】

施設種類	延床面積(m ²)
住宅	24,000
業務	16,800
商業	20,000
医療	19,200
合計	80,000

《用語の定義》

住宅: 住宅、寮
業務: 事務所、会社、銀行、官公庁(役所・役場)、集会所(文教・宗教施設)
商業: スーパー、デパート、問屋・市場、その他商業施設
医療: 医療施設、厚生・福祉施設
※上記以外の用途については算定対象外

(B)単位面積当たり発生集中トリップ原単位の設定 <大規模開発地区関連交通マニュアル>

①鉄道駅までの距離の入力

対象とする事業地区の鉄道駅までの距離を入力

【事業前=事業後】

鉄道駅までの距離(m)	300
-------------	-----

②事業前の用途別トリップ発生集中原単位の設定

業務・商業について、対象とする事業地区の属する分類を選択し、右端に「1」を入力

【事業前・住宅】	発生集中原単位 (人T.E./ha・日)
全て	700

《用語の定義》

【業務】

○周辺部・都心部 ○一般事務所ビル、単館型事務所ビル
○鉄道駅からの距離による割引率

【商業】

○三大都市圏中心部、三大都市圏郊外部および
地方中枢都市、三大都市圏周辺部および地方都市
○延床面積、鉄道駅からの距離による割引率

→大規模開発地区関連交通計画マニュアルを参照

【事業前・業務】	カテゴリ別発生集中原単位(人T.E./ha・日)	鉄道駅からの距離(m)	鉄道駅からの距離による割引率	割引後発生集中原単位(人T.E./ha・日)	選択フラグ(選択した行に「1」を入力)
都心部の一般事務所ビル	3,975	300	0.871428571	3,464	
周辺部の一般事務所ビル	3,375			2,941	1
都心部の単館型事務所ビル	3,000			2,614	
周辺部の単館型事務所ビル	2,175			1,895	

【事業前・商業(平日)】	発生集中原単位(人T.E./ha・日)	延床面積による割引率	鉄道駅からの距離(m)	鉄道駅からの距離による割引率	割引後発生集中原単位(人T.E./ha・日)	選択フラグ(選択した行に「1」を入力)
三大都市圏中心部	20,600	1	300	1	20,600	
三大都市圏郊外部および地方中枢都市	11,600	1		0.975	11,310	
三大都市圏周辺部および地方都市	10,600	1		0.986363636	10,455	1

【事業前・医療】	発生集中原単位 (人T.E./ha・日)
全て	1,783

※「平成8年度総合都市交通体系調査報告書-施設発生・集中原単位調査-、東京都」における病院施設の発生集中原単位(12時間)の平均値

③事業後の用途別トリップ発生集中原単位の設定

業務・商業について、対象とする事業地区の属する分類を選択し、右端に「1」を入力

【事業後・住宅】	発生集中原単位 (人T.E./ha・日)
全て	700

【事業後・業務】	カテゴリ別発生集中原単位(人T.E./ha・日)	鉄道駅からの距離(m)	鉄道駅からの距離による割引率	割引後発生集中原単位(人T.E./ha・日)	選択フラグ(選択した行に「1」を入力)
都心部の一般事務所ビル	3,975	300	0.871428571	3,464	
周辺部の一般事務所ビル	3,375			2,941	1
都心部の単館型事務所ビル	3,000			2,614	
周辺部の単館型事務所ビル	2,175			1,895	

【事業後・商業(平日)】	発生集中原単位(人T.E./ha・日)	延床面積による割引率	鉄道駅からの距離(m)	鉄道駅からの距離による割引率	割引後発生集中原単位(人T.E./ha・日)	選択フラグ(選択した行に「1」を入力)
三大都市圏中心部	20,600	1	300	1	20,600	
三大都市圏郊外部および地方中枢都市	11,600	0.975		0.975	11,027	
三大都市圏周辺部および地方都市	10,600	0.972727273		0.986363636	10,170	1

【事業後・病院】	発生集中原単位 (人T.E./ha・日)
全て	1,783

※「平成8年度総合都市交通体系調査報告書-施設発生・集中原単位調査-、東京都」における病院施設の発生集中原単位(12時間)の平均値

④事業前・事業後の用途別トリップ発生集中原単位の確定(②③の結果まとめ)

②③の結果より、事業地区の開発前後のトリップ発生集中原単位は下記のとおり

【事業前・トリップ発生集中原単位】

施設種類	トリップ発生集中原単位 (人T.E./ha・日)
住宅	700
業務	2,941
商業	10,455
医療	1,783

【事業後・トリップ発生集中原単位】

施設種類	トリップ発生集中原単位 (人T.E./ha・日)
住宅	700
業務	2,941
商業	10,170
医療	1,783

用途別発生集中トリップ数=(A)延床面積×(B)単位面積当たり発生集中トリップ原単位

【①事業前・事業地区】

施設種類	発生集中トリップ数 (人T.E./日)
住宅	490
業務	1,588
商業	7,946
医療	0

【②事業後・事業地区】

施設種類	発生集中トリップ数 (人T.E./日)
住宅	1,680
業務	4,941
商業	20,341
医療	3,423

【トリップ増加数=②-①】

施設種類	トリップ増加数 (人T.E./日)
住宅	1,190
業務	3,353
商業	12,394
医療	3,423

(C)交通手段分担率の設定

駅周辺地区・広域圏からの移転割合の設定

事業により移転するトリップの移転前の地域の比率を設定

(増加するトリップ数のうち駅周辺地区・広域圏からの移転割合を設定)

	駅周辺地区	広域圏
住宅	25%	75%
業務	25%	75%
商業	25%	75%
医療	25%	75%

【事業により駅周辺地区・広域圏から事業地区へ移転するトリップ数】

	駅周辺地区周辺	広域圏
住宅	298	893
業務	838	2,515
商業	3,099	9,296
医療	856	2,568

		徒歩	二輪	自動車	路線バス	鉄道
駅周辺地区 (=事業地区)	住宅	26%	17%	51%	3%	4%
	業務	9%	11%	66%	7%	7%
	商業	19%	15%	53%	9%	4%
	医療	11%	13%	66%	5%	4%
広域圏 (=駅周辺地区 (=事業地区))	住宅	17%	14%	64%	3%	2%
	業務	6%	8%	81%	2%	2%
	商業	12%	13%	73%	2%	0%
	医療	9%	8%	80%	3%	1%

※各交通手段の分担率は、都市圏PT調査より計算したもの

(D)1トリップ当たり平均移動距離の設定

		平均移動距離 (km/台)
駅周辺地区 (=事業地区)	住宅	9.5
	業務	12.5
	商業	7.9
	医療	10.3
広域圏 (=駅周辺地区 (=事業地区))	住宅	9.5
	業務	12.5
	商業	7.9
	医療	10.3

※道路交通センサス自動車OD調査より計算したもの(路線バス、鉄道については既存の統計資料がないため、自動車と同じと仮定)

※道路交通センサス自動車OD調査の最小単位のゾーンが、駅周辺地区よりもかなり大きく、広域圏に近い大きさのため、駅周辺地区と広域圏を分けて算出できないことから同じ値としている

(E)交通手段別CO2排出量原単位の設定

①自動車のCO2排出原単位の設定

対象とする事業地区がいずれの地域に属するかを選択し、右端に「1」を入力

	自動車CO2排出量原単位 (g-CO2/台km)	選択フラグ(選択した 行に「1」を入力)
北海道	258.6	
東北	240.8	
関東	264.4	
北陸信越	277.1	
中部	273.7	
近畿	258.6	
中国	257.7	1
四国	240.2	
九州	235.1	

※自動車輸送統計年報(H21年度)より計算したもの

②自動車の平均乗車人員の設定

	平均乗車人員 (人/台)
住宅	1.4
業務	1.5
商業	1.3
医療	1.4

※住宅・業務・商業については、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」の値を使用

※病院については「平成8年度総合都市交通体系調査報告書-施設発生・集中原単位調査-東京都」における病院施設の平均値

③交通手段別CO2排出量原単位の設定

		CO2排出量原単位 (g-CO2/人km)
自動車	住宅	184.1
	業務	171.8
	商業	198.2
	医療	190.0
路線バス		94.0
鉄道		28.0

※自動車については、①CO2排出量原単位(／台)を、②平均乗車人員(人／台)で除することにより算定

※路線バスについては、国土交通省資料「旅客輸送機関の二酸化炭素排出原単位(平成12年度)」を使用。

※鉄道については、交通関係エネルギー要覧及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条(平成18年3月24日一部改正)の排出係数一覧表より作成した値を使用。

※徒歩、二輪はゼロとする。

CO2排出量の算定((A)*(B)*(C)*(D)*(E))

(i) 事業前のCO2排出量=①事業前・事業地区+②事業前・広域圏+③事業前・駅周辺地区

①事業地区におけるCO2排出量

交通手段	施設種類	(A)*(B) 事業前発生集中トリップ数(人T.E/日)	(C) 交通手段分担率 【駅周辺地区】	(D) 1トリップ当たり平均移動距離(km/台) 【駅周辺地区】	(E) CO2排出量原単位 (g-CO2/人km)	(A)*(B)*(C)*(D)*(E) 事業地区の事業前CO2排出量 (g-CO2/日)	事業地区の事業前CO2排出量 (t-CO2/年) (×365/1,000,000)
自動車	住宅	490	51%	9.5	184.1	434,595	159
	業務	1,588	66%	12.5	171.8	2,240,515	818
	商業	7,946	53%	7.9	198.2	6,630,574	2,420
	医療	0	66%	10.3	190.0	0	0
路線バス	住宅	490	3%	9.5	94.0	11,683	4
	業務	1,588	7%	12.5		121,375	44
	商業	7,946	9%	7.9		526,993	192
	医療	0	5%	10.3		0	0
鉄道	住宅	490	4%	9.5	28.0	4,657	2
	業務	1,588	7%	12.5		40,385	15
	商業	7,946	4%	7.9		64,952	24
	医療	0	4%	10.3		0	0
合計						10,075,729	3,678

②広域圏における移転前のトリップのCO2排出量

交通手段	施設種類	(A)*(B) 移転するトリップ数 (人T.E/日)	(C) 交通手段分担率 【広域圏】	(D) 1トリップ当たり平均移動距離(km/台) 【広域圏】	(E) CO2排出量原単位 (g-CO2/人km)	(A)*(B)*(C)*(D)*(E) 広域圏における移転前のトリップのCO2排出量 (g-CO2/日)	広域圏における移転前のトリップのCO2排出量 (t-CO2/年) (×365/1,000,000)
自動車	住宅	893	64%	9.5	184.1	1,003,141	366
	業務	2,515	81%	12.5	171.8	4,381,054	1,599
	商業	9,296	73%	7.9	198.2	10,601,262	3,869
	医療	2,568	80%	10.3	190.0	4,025,530	1,469
路線バス	住宅	893	3%	9.5	94.0	20,985	8
	業務	2,515	2%	12.5		63,946	23
	商業	9,296	2%	7.9		123,801	45
	医療	2,568	3%	10.3		64,138	23
鉄道	住宅	893	2%	9.5	28.0	5,388	2
	業務	2,515	2%	12.5		20,437	7
	商業	9,296	0%	7.9		9,141	3
	医療	2,568	1%	10.3		5,526	2
合計						20,324,349	7,418

③駅周辺地区における移転前のトリップのCO2排出量

交通手段	施設種類	(A)*(B) 移転するトリップ数 (人T.E/日)	(C) 交通手段分担率 【駅周辺地区】	(D) 1トリップ当たり平均移動距離(km/台) 【駅周辺地区】	(E) CO2排出量原単位 (g-CO2/人km)	(A)*(B)*(C)*(D)*(E) 駅周辺地区における移転前のトリップのCO2排出量 (g-CO2/日)	駅周辺地区における移転前のトリップのCO2排出量 (t-CO2/年) (×365/1,000,000)
自動車	住宅	298	51%	9.5	184.1	263,861	96
	業務	838	66%	12.5	171.8	1,182,494	432
	商業	3,099	53%	7.9	198.2	2,585,607	944
	医療	856	66%	10.3	190.0	1,109,303	405
路線バス	住宅	298	3%	9.5	94.0	7,093	3
	業務	838	7%	12.5		64,059	23
	商業	3,099	9%	7.9		205,502	75
	医療	856	5%	10.3		45,489	17
鉄道	住宅	298	4%	9.5	28.0	2,827	1
	業務	838	7%	12.5		21,314	8
	商業	3,099	4%	7.9		25,328	9
	医療	856	4%	10.3		9,966	4
合計						5,522,845	2,016

(i) 事業前のCO2排出量(=①+②+③)

施設種類	事業前CO2排出量 (t-CO2/年)
住宅	640
業務	2,969
商業	7,582
医療	1,920
合計	13,112

(ii) 事業後のCO2排出量=①事業後・事業地区

①事業地区におけるCO2排出量

交通手段	施設種類	(A)*(B) 事業後発生集中ト リップ数(人T.E/日)	(C) 交通手段分担率 【駅周辺地区】	(D) 1トリップ当たり平均 移動距離(km/台) 【駅周辺地区】	(E) CO2排出量原単位 (g-CO2/人km)	(A)*(B)*(C)*(D)*(E) 事業地区の事業後 CO2排出量 (g-CO2/日)	事業地区の事業後 CO2排出量 (t-CO2/年) (×365/1,000,000)
自動車	住宅	1,680	51%	9.5	184.1	1,490,038	544
	業務	4,941	66%	12.5	171.8	6,970,492	2,544
	商業	20,341	53%	7.9	198.2	16,973,000	6,195
	医療	3,423	66%	10.3	190.0	4,437,213	1,620
路線バス	住宅	1,680	3%	9.5	94.0	40,056	15
	業務	4,941	7%	12.5		377,611	138
	商業	20,341	9%	7.9		1,349,002	492
	医療	3,423	5%	10.3		181,958	66
鉄道	住宅	1,680	4%	9.5	28.0	15,966	6
	業務	4,941	7%	12.5		125,642	46
	商業	20,341	4%	7.9		166,264	61
	医療	3,423	4%	10.3		39,864	15
合計						32,167,109	11,741

(ii) 事業後のCO2排出量(=①)

施設種類	事業後CO2排出量 (t-CO2/年)
住宅	564
業務	2,728
商業	6,748
医療	1,701
合計	11,741

【算定結果まとめ】

■CO2排出削減量

(t-CO2/年)

施設種類	(a) 事業地区の 事業前 CO2排出量 (i)①	(b) 事業前 CO2排出量 (i)	(c) 事業後 CO2排出量 (ii)	(d)=(b)-(c) 削減量	(e)=1-(c)/(b) 削減率
住宅	165	640	564	76	11.9%
業務	877	2,969	2,728	242	8.1%
商業	2,636	7,582	6,748	834	11.0%
医療	0	1,920	1,701	219	11.4%
合計	3,678	13,112	11,741	1,371	10.5%

■単位面積当たりCO2排出削減量

(kg-CO2/m²・年)

施設種類	(a) 事業地区の 事業前 CO2排出量 (i)①	(b) 事業前 CO2排出量 (i)	(c) 事業後 CO2排出量 (ii)	(d)=(b)-(c) 削減量	(e)=1-(c)/(b) 削減率
住宅	23.51	26.68	23.51	3.17	11.9%
業務	162.38	176.76	162.38	14.38	8.1%
商業	346.87	379.11	337.41	41.70	11.0%
医療	0.00	99.99	88.57	11.42	11.4%
合計	183.88	163.90	146.76	17.14	10.5%

